○大豊町空き家活用事業費補助金交付要綱

令和４年４月１日大豊町要綱第22号

改正

令和５年５月１日大豊町要綱第21―１号
令和６年３月27日大豊町要綱第13号
令和６年５月１日大豊町要綱第25号
令和７年３月18日大豊町要綱第13号
令和８年３月19日大豊町要綱第34号

大豊町空き家活用事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大豊町空き家活用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大豊町補助金等交付規則（昭和54年大豊町規則第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　空き家の住宅又は建築物（以下「空き家等」という。）の所有者が行う空き家等の改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、空き家等を利活用しようとする者の経済的負担を軽減し、本町の空き家活用の促進を図ることを目的とする。

（交付要件等）

第３条　補助金の交付対象者、交付要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第１号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第５条　町長は、前条に規定する申請書を受理し、その内容が適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により、申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第６条　補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更承認申請書（別記第３号様式）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

（１）　補助事業を中止しようとするとき。

（２）　補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。

（３）　補助対象経費の30パーセントを超える減額をしようとするとき。

（４）　事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

（実績報告等）

第７条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助事業実施年度の３月20日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記第４号様式）により、町長に報告しなければならない。

２　町長は、前項の報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記第５号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第８条　補助事業者は、前条第２項の通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記第６号様式）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

３　補助金は、前条第２項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその一部を概算払することができる。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第９条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

（３）　正当な理由がなく、第６条及び第７条の規定による報告を行わなかったとき。

（４）　前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１から施行する。

附　則（令和５年５月１日大豊町要綱第21―１号）

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

附　則（令和６年３月27日大豊町要綱第13号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年５月１日大豊町要綱第25号）

この要綱は、令和６年５月１日から施行する。

附　則（令和７年３月18日大豊町要綱第13号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月19日大豊町要綱第34号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

補助金交付対象者	当該事業により改修を行う空き家等の所有者。ただし、補助事業者、補助事業者の世帯員、住宅の所有者のいずれかが、大豊町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年大豊町規則第18号）第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者に該当すると認められるとき、並びに補助対象者に町税及び県税等の滞納がある場合は対象としない。
補助金交付要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 （１）改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。

	（2）個人又は移住支援を行うＮＰＯ法人等（注１）が所有する空き家等であること。 （3）当該事業により改修を行う空き家等については、別表第２の目的に供すること。 （4）３親等以内の者と空き家等を賃貸又は譲渡しないこと。 （5）対象となる空き家等に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
補助対象経費	改修に要する賃金、委託料、工事請負費、需用費（食糧費は除く）、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、その他町長が必要であると認めたもの。
補助率	10分の10以内（1,000円未満の端数は切捨て）
補助限度額	2,700千円／戸

別表第２（第３条関係）

補助金交付対象者の別	補助事業活用後の用途等
従前より当該空き家等を所有している者	補助事業完了後10年以上、住宅確保要配慮者等（注２）の居住の用に供し、事業終了後直ちに居住の用に供しない場合は、町の空き家バンクに空き家情報として登録すること。賃貸契約、売買契約のどちらでも可。
移住者又は移住希望者（注3）で町内の空き家を購入した者	補助事業完了後は、町内に住所を有し10年以上改修した空き家に居住すること。
町内在住の子育て世帯等（注4）に属する者で町内の空き家を購入した者	補助事業完了後は、町内に住所を有し10年以上改修した空き家に居住すること。
上記以外で町内の空き家等を購入した者	補助事業完了後10年以上、住宅確保要配慮者等の居住の用に供し、事業終了後直ちに居住の用に供しない場合は、町の空き家バンクに空き家情報として登録すること。賃貸契約、売買契約のどちらでも可。ただし、同一の個人所有者が申請できる物件数は５件までとし、法人については、移住支援を行うＮＰＯ法人等以外が反復して行う場合は不可。

（注１）　移住支援を行うＮＰＯ法人等とは、次に掲げる要件の全てに該当している団体をいう。

（1）　町内に事務所を有し、不特定かつ多数の町民の利益増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、社会福祉法人等であることとし、任意団体にあっては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。

（２） 宗教活動又は政治活動を主目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は維持し、若しくは反対することを目的とした団体ではないこと。

(注２)　当事業での住宅確保要配慮者等とは、移住者又は移住希望者、子育て世帯等に限る。

(注３)　移住者又は移住希望者とは、町内に住所を有していない者で、町外に５年以上居住している者又は町内に住所を有して原則として３年（町内で２段階移住をする者については５年）を経過しない者で、住所を有する前に町外に５年以上居住していた者をいう。

(注４)　子育て世帯等とは、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育している子育て世帯又は婚姻の届出の日から３年を経過しない新婚世帯をいう。

別記第１号様式（第４条関係）

別記第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

大豊町長　　様

住　　所
氏　　名
電話番号（　　）

補助金交付申請書

　　年度において、下記のとおり事業を実施したいので、大豊町空き家活用事業費補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、要綱に規定する「町税の滞納がある場合」については、事務担当者が町の公簿等によって確認することに同意します。

記

１　補助金交付申請額　　金　　円

２　事業計画

事業実施場所 （空き家の所在地）	
事業概要	
着手・完了 （予定）年月日	年　　月　　日　着手（予定） 年　　月　　日　完了（予定）

３　事業費

（単位：円）

総事業費	補助対象経費	財源内訳			その他の経費
		町補助金	自主財源	その他	

４　添付書類

収支予算書
実施設計書又は見積書
施行前の現場写真（外観、施工箇所各所）
空き家の位置図
空き家所有者の本人確認書類の写し
空き家所有者の県税納税証明書
売買契約書の写し（購入の場合のみ）

収　支　予　算　書

（1）収入の部

（単位：円）

区　　分	予　算　額	備　　考
町　補　助　金		
自　主　財　源		
そ　　の　　他		
計		

（2）支出の部

（単位：円）

区　　分	予　算　額	積　　算　　根　　拠	備　　考
計			

年　月　日

大豊町長　　様

住　所

氏　名

同　意　書

私は、大豊町空き家活用事業費補助金を申請するにあたり、補助金交付要綱別表第２の規定に基づき、指定の期間、各用途に供することに同意します。

記

事　業　名	空き家活用事業費補助金
事業実施場所	
事 業 概 要	

別記第２号様式（第５条関係）
別記第２号様式（第５条関係）

大豊町指令　　第　　号

補助金交付決定通知書

補助事業者

　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度補助金については、下記の条件を付して次のとおり交付することに決定したので通知します。

年　　月　　日

大豊町長

記

１　補助金交付決定額　　金　　円

２　補助事業者は、大豊町空き家活用事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

別記第３号様式（第６条関係）

別記第3号様式(第6条関係)

年　月　日

大豊町長　　様

住　所
氏　名
電話番号(　　)

補助金変更承認申請書

年　月　日付け大豊町指令第　号で交付決定(又は変更決定通知)のあった　年度大豊町空き家活用事業を下記のとおり変更したいので、大豊町空き家活用事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1　変更の理由

2 変更の内容

3 事業計画

空き家所有者 氏　　名	
事業実施場所 (空き家所在地)	
事　業　概　要	
着手・完了 予定年月日	年　月　日 着手 年　月　日 完了予定

4 事業費　(単位:円)

総事業費	補助対象経費	財源内訳			その他の経費
		町補助金	自主財源	その他	

※ 補助金交付申請書に基づき、変更前を上段に(　)で記入すること。

5 添付書類
変更後の収支予算書
変更後の実施設計書又は見積書
変更内容、箇所等が確認できる書類

別記第４号様式（第７条関係）

別記第４号様式（第７条関係）

年　　月　　日

大豊町長　　様

住　所
氏　名

補助金実績報告書

　　年度において、下記のとおり事業を完了したので、大豊町空き家活用事業費補助金交付要綱第７条の規定により報告します。

記

１　事業の効果

２　事業実績

空き家所有者名	
事業実施場所 （空き家の所在地）	
事業概要	
着手・完了 年　月　日	年　　月　　日　着手 年　　月　　日　完了

３　事業費

（単位：円）

総事業費	補助対象経費	財　源　内　訳			その他の経費
		町補助金	自主財源	その他	

４　添付書類

収支決算書（又は収支決算見込書）
事業実施中及び完了時の写真
精算金額が確認できる資料

収　支　決　算　書

（1）収入の部

（単位：円）

区　　分	決　算　額	備　　考
町　補　助　金		
自　主　財　源		
そ　　の　　他		
計		

（2）支出の部

（単位：円）

区　　分	決　算　額	積　　算　　根　　拠	備　　考
計			

別記第５号様式（第７条関係）
別記第５号様式（第７条関係）

大豊町指令　　第　　号

補助金交付確定通知書

補助事業者

　　年　　月　　日付大豊町指令　　第　　号で交付決定(又は変更交付決定)した　　年度補助金は、実績報告書により下記のとおりその額を確定したので大豊町空き家活用事業費補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

年　　月　　日

大豊町長

記

金　　円

別記第６号様式（第８条関係）

別記第６号様式（第８条関係）

年　　月　　日

大豊町長　　様

住　所
氏　名　　印

補助金交付請求書

　　年　　月　　日付け　　第　　号により確定通知を受けた大豊町空き家活用事業費補助金について、大豊町空き家活用事業費補助金交付要綱第８条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額　　金　　円

※上記補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください。

希望する銀行振込先			
金融機関名	銀行・農協 支所・支店		
口座種別	1　普通預金 2　当座預金	口座番号	
(ふりがな)			
口座名義			

（口座名義人は請求者と同一であること。）